

特定家畜伝染病防疫指針・飼養衛生管理基準 が改正されました！

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)及び低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)に関する

① 特定家畜伝染病防疫指針

特に総合的な対策を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、発生予防と万一の発生の際に迅速な対応をとるための措置を定めています。

- 主な改正内容**
- (1) 家畜の種類に「エミュー」を追加
 - (2) 大臣指定地域(※1)における、発生予防対策
 - (3) 大規模家畜所有者の農場分割管理(※2)導入の検討(ほか)

② 飼養衛生管理基準(鶏その他家畜)

家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準として家畜伝染病予防法第12条の3により定められています。

- 主な改正内容**
- (1) 大規模所有者に下記事項を求める
 - ・ ウインドウレス鶏舎や周辺の塵埃(じんあい：刊、和リ)対策
 - ・ 農場による防疫措置の実施体制(人員・資機材準備)整備
 - (2) 大臣指定地域における消毒薬の備蓄や野鳥誘因防止対策
 - (3) 農場分割管理に取り組む場合の家畜保健衛生所指導
 - (4) 非商用家畜(商用出荷のない小規模農場)専用の飼養衛生管理基準新設(令和8年10月1日施行)

※1：「過去に同一制限区域内にて複数のHPAI発生があった地域」や「農場が密集かつ羽数が多い地域」が指定されます。

※2：あらかじめ農場を複数に分割し、さらに人・物等による交差汚染を取り除いておくことで、発生農場となる範囲を限定する取組です。

H5亜型HPAIウイルスの鶏への感染には「**3万個のウイルス**」が必要です。つまり、**鶏舎外に3億個(感染カラスの死体1羽分)**があっても、**消毒や靴の履き替え**の組み合わせで**農場内へのウイルスの侵入を3万個未満に減らせば**、発生を防止できます！具体的な対策は家畜保健衛生所にご相談を！！

令和7年度CSF・ASF・HPAI研修会 北海道大学大学院獣医学研究院微生物学教室 迫田教授 講演より

HPAI等発生時は家畜の所有者に対して**手当金(及び特別手当金)**が交付されますが、「飼養衛生管理基準違反」「通報遅延」「まん延防止への協力等の状況」等により減額されることがあります。常に家畜の健康状態を把握し、異状を発見した場合は直ちに家畜保健衛生所に通報してください！通報遅れは飼養者自身の健康も危険にさらします！くれぐれも通報遅れのないように！！

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	園芸畜産課	026-235-7232